



**KANSAI
UNIVERSITY**

教職支援センター一年報

2018

関西大学 教育推進部
教職支援センター

『教職支援センター年報 2018』目次

投稿原稿

新科目「歴史総合」の実施に対する大学教職科目の修正案

—これからの地歴科・公民科教員に求められる新たな教材研究について—

神戸学院大学共通教育センター特任講師 鵜飼 昌男	1	
「子どもを救え」—いじめと学校の権力	非常勤講師 印藤 和寛	12
新しい国語教育への息吹	非常勤講師 梶井 英人	21

1. 教員の養成の目標

関西大学教職支援センターの基本理念	26
-------------------	----

2. 教員の養成に係る組織

教員の養成に係る組織	27
教職支援センター規程	28

3. 教員の養成に係る授業科目

教職に関する専門教育科目および科目担任者一覧	30
------------------------	----

4. 教員免許状の取得の状況

各学部・大学院で取得できる教員免許状の種類・免許教科	35
介護等体験 参加者数	37
中学校・高等学校教育実習生数	38
教員免許状取得状況・免許取得者数一覧（学部・大学院）	39
教員免許取得までの諸手続き	46

5. 教員への就職の状況

教員採用試験合格者状況・合格者数	47
教員採用試験「大学推薦」の応募状況・合否結果	49

6. 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組

介護等体験事前指導について	50
2年次生対象「教育実習受講希望者ガイダンス」について	51
3年次生対象「教育実習ガイダンス」について	53
教員養成フォーラムについて	55
教員採用試験合格者との情報交換会について	57
教職専門科目担当者研究会について	59
教員採用試験合格者壮行会について	60
教員採用試験に向けて～支援制度を積極的に活用しよう～	61
教員採用試験 受験案内一覧	62
教職支援センター 利用状況	64

教職関係ガイダンス日程 65

7. その他

教員免許状更新講習一覧 66

関西大学教職支援センター年報投稿規程・執筆要領 67

「子どもを教え」—いじめと学校の権力

関西大学非常勤講師 印藤 和寛

はじめに

学校におけるいじめの問題は、学校の中の権力¹を考えることで基本的な理解ができ、対処へのベースが定まるのではないか。ここでは、2011年大津の中学校いじめによる自殺事件をきっかけに2013年いじめ防止対策推進法が成立、そして現在の特別な教科「道徳」開始に至った、その経過を眺めながら、自分自身重ねてきた失敗と後悔をもとに、教員を目指そうという人たちに少しでも役立つことを願ってささやかな感想をまとめてみたい。

ここで言う権力とは、客観的・価値中立的な理論的対象。従って、生徒集団の中でのいじめも、教員による生徒への体罰あるいは指導上の暴力も、また教職員団体への政治的攻撃、教員へのプレッシャー、教員の待遇や労働条件・労働内容（教育内容）をめぐる政治言論から露呈する教員自身の無力化、学校教育法改定の職階制導入による一般教諭職への管理強化も、実は相互に関係している。昨年の大学アメフト部の例を見ればよくわかる。ゆえに、いじめとは何かから始めるような、またどうすればいじめをなくせるかをみんなで話し合うというような、よく紹介される授業は、そもそもその本質に触れていない点で効果は期待薄かも知れない。監督もコーチもそのまま、部員たちが違法タックルをどうすれば防げるか、研修しましょう話し合しましょう、というようなもの。生徒たちが心の中で切実に教えてほしいと願うのは、「いじめはどうすればなくせるか」ではない。当たり前だが「自分がいじめられないために、もしいじめられたときに、どうすればよいか」だ。学校経営上の関心を生徒に押しつけ、法律の解説を生徒にしてどうする。それにしても、法律ができて少しでも「いじめ」は減っただろうか、検証はされているか、またそもそもそんな検証はできるのだろうか²。「いじめをなくそう」は「みんなで学校をきれいに」などという（生徒にとっては本質的に無意味な）標語とどう違うというのか。

「被害者だけでなく加害者の子どもの権利も守る」の建前、「いじめの定義」「保護者との情報共有」をめぐる学校や保護者の食い違い…「法律ができて、トラブルは一気に増えた。深刻ないじめを防がなければならないのは当然だが、子ども同士の関係をすべて法の対象にすると、教育が成り立たなくなる」「学校生活では、ぶつかり合う場面がたくさんあります…でも今は、叱咤激励でも相手が苦痛を感じたら、いじめになってしまう。学校は人とかかわる体験ができる貴重な場なのに、今のいじめへの対処は、その場面をどんどん消しかねません」³など、「けんか、衝突、トラブル」と「いじめ」の区別もあいまいで混乱した議論が横行している（トラブル、いじめと併称されることも多い）。

かつて100年以上も前のフランス共和国でデュルケームは言っていた。「悪の源はじつは学校の組織自体だったのである。…本来、学校という社会は君主制的なかたちをとるのであるため、ややもすれば専制主義に陥りやすい。その危険を免れるには、われわれは常に監視の眼を怠ってはならない」。学校という制度そのものが暴力を助長する性格を持つ、だから、社会全体の「道徳的輿論」によって教師の過度の権威から子どもを守り、この傾向を監視して歯止めをかけなければならない（『道徳教育論』）、と⁴。

こうして、いじめについて考えることは、学校というものそれ自体を考えることに直結する。

1 教育実習に行く学生たちへ

実習の直前に必ず伝えておくことの中には、昨今の肥大化するモデルに従った学習指導案の書き方とともに、教育活動の前提となる法令の確認もある。学校教育法の「生徒（児童）の教育をつかさどる」から始まって⁵、さらに道徳・人権教育の領域については、いじめ、部落差別、外国人、障がい者各々にかかわる法律。その中で、いじめについては特に二つだけを強調してきた。①学校、教員集団と生徒集団の中の権力のあり方を観察、意識すること。②いじめに関する指導のただ一つの要点は、いじめ被害者を、守り、はげまし、ただひたすら肯定賞賛すること。いのちを救うこと。

いじめ問題について、前提としての最小限の認識は次のようなものだ。

(1) 1990年の東宝映画（篠田正浩監督）や藤子不二雄Aの漫画、井上陽水の歌「夏が過ぎ風あざみ…」で知られる「少年時代」（原作は柏原兵三の小説『長い道』、舞台は富山県）のように、また中井久夫の同時代伊丹の回想（後述）にあるように、「朋友相信シ」の教育勅語が徹底されていた時代、その時代こそ学校における教師や上級生の木刀鉄拳制裁、同級生のいじめは圧倒的だった。また、1988年東宝アニメ映画「火垂るの墓」（高畑勲監督、原作は野坂昭如の小説）にある神戸三ノ宮の駅下アーケードでも、梅田や東京上野の地下道でも、放置された子どもたちは次々野垂れ死んでおり、そもそも1947年5月3日まで日本に（沖縄では1972年5月15日まで）子どもの（大人も当然）「生きる権利」は存在しなかった。生きるのは自己責任。助けるのはcharity（慈善行為）。教え子たちは戦場に消え、「朋友相信シ」を説教していた教師たちは生き長らえた。

(2) 1980年代まで、都会での荒れる中学校は定番で、卒業式前夜には教師学校への意趣返しに窓ガラスが破られ、式には警官が常駐した、というのが大阪市内。高校に入って窓ガラスが入っているのに感動する生徒もいた（昨年訪問した中学校でもガラスは割られていた）。体罰どころか生徒に殴られることで新任教員はプライドを保持できず（特に男性）次々辞めていった。21世紀に入った高校でも、女子生徒が「あの先生殴られていたよ」と教えてくれた。その教員は孤立無援になって他に告げることができずもなく、静かに退職した。いつもまじめで静かに笑っていた女子生徒は「皆お金もらうためにしてるだけでしょ」と、教師など誰一人信用しなかった。40年前からずっと同じことを聞いてきた。教師も生徒も自己責任。

(3) 最近の「平和な学校」はそれだけで生徒の幸せにつながるのか。5年前教育実習を終えて次々報告する話に驚いた。実習中に生徒が自殺したと複数の学生から聞いたからだ。中高校生の自殺原因で最も多いのは、いじめによるものではない。学業成績などによるもの⁶。平和でクリーンな学校が生徒にとってどのような闇を内包しているか。しかしそれも自己責任。「今学校では、…多種多様な悪行がまかり通っています。…ちり一つないほどにまでクリーンな学校。その実態を知ることがあなたたち大人には絶対に不可能です。義務教育の9年間、生徒たちは自分たちを助けてくれない教師、つまり大人への不信感と社会

への絶望をたっぷりその身に刻まれます」(大阪府立高校 2 年生) 7。学校自体が自己責任を押しつけられ「いいとこどり」に血眼になっている。新しく設定された中間管理職の先生方がそれに総動員される。表面数字上の「学力向上」へのプレッシャーが教員たちをますます縛りつける。

従って、学校(社会全体についてはしばらくおく)からの子どもたちへの根本的メッセージ。「弱い者、劣った者が負ける、いじめられるのは弱いからだ、いじめられる者に(も)原因がある」。これに対応して、いじめについての教育、道徳教育の根幹は、当然「(弱い子にも)やさしく、その子の立場にもなって温かい配慮を。いじめをなくそう!」。学校、教員の立場では、事件が起きたら面倒だ、なるだけ起きぬよう、起きても表面取り繕って(ある場合には隠蔽して)やりすごすのが一番。それがうわべだけ、それが実態、生徒も学校もよく知っている。世の中はそういうものだ。だから校長も教員もただただ学力の高い「いい学校」への転勤を願う、それが当然。

(4) いじめの国際比較(国立教育政策研究所主催「第3回いじめ問題国際シンポジウム」2016年12月4日)を見ても、子ども世界は大人社会の縮図だ。欧米のいじめでは強いものが弱いものを攻撃するペッキングオーダー(pecking order)タイプが多いのに対し、日本のいじめは四種類の人間で構成され、観衆や傍観者からの無視や仲間外れといった、集団内の人間関係からの除外を図るものが多い。いじめられている当事者は「自分が悪いのでは?」と自分を責める傾向が強まる。日本の大人たちはいじめをみても「みてみないふり」をし、「仲裁もしない」傾向が高い。さわらぬ神にたたりなし。いじめを目撃しても「自分には関係ない」、遠くから笑いを浮かべながら見守って……確かにこういった態度を取る大人は多いのだろう。こうした態度が「大人だ」と評され、子どもはそれを見習う。日本は暴力には厳しいとされるのだが、いじめによる一方的暴力と子ども同士のとっくみあいの喧嘩がきちんと分別されているかの問題も残る。⁸

2 道徳・人権教育の根本について

他人の振り見て我が振り直せ、自分自身の身の回り(日本社会、日本の学校)のことは理解しにくい、他国のことならよそ事で幾分かやりやすい。人権教育でもかつてよく教材として取り上げられた南アフリカや米国の黒人差別。なぜ黒人が差別されるか。「同じ人間なのに、差別してはいけませんね」。かつて(今でもなお)「黒いから差別される」と信じられた。だから「白になりたい」。思春期の米国黒人青少年はこすって白い皮膚を出そうとみな血だらけになった⁹。自分自身を否定する。しかしそれは虚偽意識。「黒は劣っている、Black is dirty」か、本当にそうか。同じ人間、という視点からだけでもそれが間違いだということはわかる。しかし、それだけで虚偽意識全体をひっくり返すことはできない。

教える立場からは、先ず理論的真実を。歴史的にも黒人が白人を支配していたら、全く違った意識が生じただろう。「白人差別」「白いのは恥ずかしい」などと。ゆえに理論的解答は、人間の一度きりの歴史の中で、白人が優位に立って黒人を奴隷として支配した、その歴史、奴隷制度というかつての法的土台があったから。歴史は書き換えできない。しかし人間が作った歴史やそれによる意識は、人間自身を変えていくこともできる。

次にそれでは、その黒人差別に立ち向かう教育はどうあるべきか。「黒人にもやさしく、温かい同情と配慮を」か。「同じ人間」という絶対的真理、平等な人権意識か。しかしそれだけでは突破できない。バラク・オバマがハワイの高校生当時、何に触れて意識の転換を果たしたか¹⁰。それはマルコム X。「Black is beautiful!」。道徳・人権教育の根本はこれだ。教員自身が「Black is beautiful!」の教材を準備し自ら学ぶ中で、それを心底確信できてこそ教育が成り立つ。うわべだけで道徳を説いても子どもは必ずそれを見透かす。

誰でも知っているマズローの欲求 5 段階説だが、それは幼児期からの成長段階にも、また学校における学習活動成立の前提としても、基本だ。先ず第一に生命を守る(死なない)、次に安心安全を確保する(どつかれない)、そして自尊心(だれかに認められ愛されている)、そして初めて社会性、親和的情緒から学習意欲へ。だから米国の黒人生徒にとって「Black is beautiful」が学習意欲の前提になる。このことは「黒人の誇り」などとも言われた。これの言葉尻をとらえて、逆に「白人の誇り」などとことさら言う人も現れるが、違うのだ。おしなべて「dirty」「劣っている」という意識の中に押し込められてきた人間がそれを打ち破ろうとするブレイクスルーの論理、それを導く教育の論理がそれなのだ。

同様に、いじめ、部落差別、外国人生徒、障がい者について考えてみよう。藤村『破戒』の主人公が「隠せ」という父の戒めを破って新しい人間の一步を踏み出す、また「水平社宣言」の思想(「エタである事を誇り得る時が来た」)、その果敢さへの驚き、在日朝鮮人に関わる教育での「本名を呼び名のる」運動、民族文化に触れる取り組み、障がい者が健常者の意識を取り込んで自らをマイナスのものと信じてしまう意識の構制に対抗する言葉、このように、教育の論理と客観的真理とは若干の距離がある(同じ人間なのだから、黒人がとりわけ beautiful だなどということが、客観的にどうかというのはまた別の問題だ。また、なぜ黒人が特別扱い、どうして部落民だけが特別に、から、韓国・朝鮮人の「特権」などという嘘に至るまで、私たちの世界はどこでも同じ言葉を聞いてきた)。

いじめの場合の指導の要点は、従ってこれに尽きる。「自分は弱い」「いくじがない」「劣っている」と自己否定に傾きがちな子どもに、「君は悪くない」「よくやった」「今までよくがまんしてきた、えらい」。徹底的にいじめられた生徒を守り、ほめ、受容し、肯定すること。「君が beautiful!」(従ってその前提として、すべての子どもに対して同じことが言え、日頃子どもたちがそれを実感できていることが重要になる)。

いじめの加害者については、彼らの指導こそが学校教育の究極の目標、それは確かだが、実際には大変に困難だ。これまでの幾多の例でもそれはわかる(もしそれに成功した実践例があれば教えてほしいものだ。スウェーデンの例はどこかで紹介されているだろうか)。しかし、彼らが自分で抱える困難さにも触れつつ、最低限、客観的犯罪行為についてはそのことの意味とその一つ一つに対応した指導(場合によっては法的な懲戒)を加えて、やがて大人になった日に誤ることのないように配慮することは必ずしなければならない。警察に引き渡すことはそれ自体教育の敗北とも言える。自己責任とは、このような時にこそ指導で使う言葉なのだろう。こうした指導、教育を受けることは加害者の子どもにとっての権利でもあり、それには親権者の同意も得ることができよう。そこでは、彼らの悪をつきつけ、自分がやりましたと承認・反省させ謝らせる「正義が悪に勝つ」という道理だけ

が必ずしも最終的解決策にはなるとは限らない（ただし、最初からカウンセリングでは教師失格、冒頭で必ず叱責による客観的な善悪の相互確認をおこなうのは必須事項、この順序が大切なことは教師であればわかる）。最善のケースを考えると「情緒共有」を基礎に「まともなこと」を「探し出そうとする意欲や気力を、ひたすら肯定しぬくこと」、心のうちの欠落、トラウマに気付かせ「誇り」を認めることによって加害者の子どもの「いじめをほぐす」やりかた（伊藤友宣¹¹）も試行されている。ただ時間がかかりすぎて一般教員の実践的方針とはなりにくいだろう（原理的には被害者への指導と同じ）。そもそも権力を一旦手にした者がどのように自己反省が可能なのかは、ローマ皇帝のストア哲学、中国皇帝の儒教思想以来政治哲学においても懸案のままであり、日本帝国の韓国併合をめぐる日韓の「歴史問題」の様相からも、1997年神戸連続児童殺傷事件加害者の現状を見ても、それがどれほど困難なことかは理解できる。加害者と被害者を引き合わせてうわべだけの「謝罪」の場を取り持つことなど、学校が事件の幕引きを画策してどうする。

3 生徒が一番乗ってくる、いじめについての授業とは

こうした議論では、いつも大阪府立高校 1990年代の経験を思い出す。階上からコーラスや弦楽、吹奏楽の音色が緑の山に響いて降ってくる美しい学校。すぐ近くに被差別部落があり、創立当初から人権教育が学校の根幹にあった。そのため1年当初アンケートを実施して生徒たちの意識や要望をくみ取ることになっていた。その結果は毎年圧倒的にいじめの問題。一般的な高校一年生の学校生活での最も大きな関心は、自分がいじめに遇わないようにするにはどうすればよいか、という切実な問題。

生徒たちに自由に意見を出させて、いじめとは、それはどうすればなくせるか、議論させようとする教員もいた。「人権」や「自由」を標榜するやり方。しかしそれでいじめが防げるはずもない。優位にある生徒たちが発言を勝手に主導し、教師に迎合したのもっともらしい結論になるだけ。昨今のアクティブラーニングの下手な実践のように。かつて大阪府下の高校などで遍く行われていた生徒たちによる自主的な LHR 運営も、今では絶滅しただろうか。学校における権力のありかたが変化したからに違いない。さて、その学校では、こういうことは許さない、いじめは絶対許さない、という学校としての宣言がなされ、その上で、LHR などで種々の指導が試みられた。

それでも深刻ないじめは起こった。「賭け」の標的となって金額がかさみ、家出行方不明になって初めて発覚したケース。いつも朝早く一人で登校する優等生がついに不登校になり、やがて実は暴行いやがらせを受けていたことがわかったケース。教員仲間の勉強会で聞いた話でも、圧倒的な指導力のある先生が独自にクラス指導できるような例も確かにある。そうしたすばらしい教育実践に光は当てられるべきだが、ここはごく普通の教員が集団でなんとかやっていくのにどうするかを実際の例から考える。

最も生徒に届いたのは「葬式ごっこ事件」¹²をくわしく取り上げ、教員自身がいじめに加わる内容を考えさせる授業だった。1986年に東京都中野区で起きた男子中学生の自殺事件は当時既に随分過去の出来事に違いなかったが、放送部生徒の協力で簡単な放送ドラマに仕立てた学年放送は各教室での集中と議論を呼んだ。

そこで痛感したこと。最前提として生徒たちの気持ちをいじめられる立場に同調させること（大多数はそうした経験を持つから。そうでないと彼らは最初から心のシャッターを閉ざし、いじめる側の「優しい配慮」の議論に落ち着く）。その上で、一つには、死を選ぶ同年齢の子どもへの心からの同情とそうさせたものへの怒り、反面心底期待しているのは、先生があんなふうにならずにいじめられる子どもの絶対の味方になってくれるということ。これが基本。二つには、学校の権力者たる教員が、自分のことを置いて「いじめはいけない」「やさしさ、思いやりを」とどんなに説教しても生徒は本心では聴く耳を持たないということ。三つには、いじめが苛酷化する条件として、いじめる者といじめられる者が同じ集団、仲間に属することがあること。互いに仲間と思うから、その心理的に閉ざされた集団の中で「内に向けた」攻撃や制裁は止まることを知らず、しかも「友だちです」と言い続ける。「いじめられている」などと認めること自体が自尊心の放棄だから、認めることは絶対ない。上記の、同じ遊び仲間の「賭け」、同じ中学出身の仲間うち、大学のアメフト部、のように。従って、同一クラスでも、一人ではなく「いじめっ子グループ」と「いじめられっ子グループ」のように集団として別個の場合には、「外に向かう」あるいは「外から加えられる」攻撃だからまだ対処が可能なところがある。四つには、これが教員にとっては一番重要だが、学校や教員のもつ権力、それと全く別の子どもたちの中の独自の権力についての自覚がどうかという点。有名なベアテ・シロタ・ゴードンの回想にある戦前期東京のドイツ人学校とアメリカンスクールの違いが興味深い。前者は圧倒的な教員の方で「ハイル・ヒトラー」を強制し、後者は自由な校風で生徒の中の「女王様」がすべてを取り仕切る。ロシアからの亡命ユダヤ人音楽家の娘としてウィーンで生まれたベアテは、ドイツ人学校からは逃れたが後者にも堪えられなかった¹³。大津市の中学校の事件では、第三者委員会の報告¹⁴にあるように、事件の起こる前に学校の権力が崩壊し、自分勝手に振る舞う生徒集団の中の権力が暴走、教師はいじめを目の前で見ても制止することもおぼつかなかった。教員は学校と自分の権力をしっかりと確保し、それを振り回すのではなく、生徒の自由と生命を守るために果敢にそれを行使しなければいけないのだろう。生徒がいじめについて一番関心を持つのは、自分自身がどうしたらいじめに遇わずにすむか、学校・教員が助けてくれるか、なのだ。教員、学校の自己意識、自己反省にこそ生徒は的確に注目している。「君が beautiful!」と必ず自分にも先生が接してくれるという安心感。

4 「いじめの政治学」¹⁵

昨年5月、偶々書評を見て読んでみた。それがこの短文を書くきっかけだった。精神科医中井久夫の著作や翻訳は、木村敏の著作などと同様、青年期を相手にする教員にとって必読書だろうし、阪神地域の学校の防災教育にとってもその1995年大震災後の経験は必ず参考にすべきものだろう。しかし筆者はしばらくその著作とは離れており、この文章のことは知らなかった。中井は言う。

「いじめが権力に関係しているからには、必ず政治学がある」

「対策云々…まず安全の確保であり、孤立感の解消であり、二度と孤立させないという

大人の責任ある保障の言葉であり、その実行であるとしてだけ述べておく。…罪悪感や卑小感や道徳的劣等感を軽くしてゆくことが最初の目標である。道徳的劣等感はふしぎなことにいじめられっ子のほうが持っているいじめっ子は持たないものである。それ以上の対策は、実行なくして絵空事を描くこと自体が罪悪である。」

（中井自身が戦時中兵庫県伊丹の国民学校で受けたいじめの体験と、後年生じた後遺症についても述べられ、切実な経験からする議論の真実性が身にしみる。）

これらに全く同意する、さすが中井久夫だ。ただ、学校教員としては、その権力、政治のマイナス面だけでなく、それを積極的に役立てなければならないこともある、このことを特記しておく。こうして、先に多少の苦労はしても、事が起こってから、すべて破綻してからその処理をする苦労に比べれば、きちんと前もってやっておく方がよほど楽なのだ、という実感は多くの教員が持っている。ブロック塀は校長が他人事のように教育委員会任せにするのではなく、自分が即座に対策を講じるべきだった。そのためにも、実際の状況をいちばんよくわかっている教職員が自由にものが言え、自分たちもその責任の一端を負っていると自覚する必要がある。教員は、従って、学校において自分や学校組織が持つ権力を、適切に予め行使する。生徒の生命を守り、自尊感情を育て、学習の権利を保障し、成長に役立たせるために。「解放学級」（今はもう姿を消したか）「民族学級」（昨年以來大阪市では「国際クラブ」の中の各民族の活動として拡充が図られている）「特別支援学級」などの制度をつくり、その内容を発展させることとして。教育委員会や文科省の支援措置を待つだけでは「教育をつかさどる」にならない。いじめの被害を受ける子どもについてどのような制度が予め可能か、2013年推進法の内容に照らしてこれを創り出すことは、今の現場の先生方や教育委員会のすぐれた知恵によって進むことだろう。道徳教育や人権教育は「殺すな」「いのちを守れ」（子どもの視点からは「殺さないで！」「私を守って！」）がその究極のテーマであり、そうした周囲の関わりの中でこそ「私は殺さない、私は隣人を守る」という内心からの道徳が立ち上がるのだから。

おわりに

最後にしかし、制度が整備されたとしても、やはり問題は再びもとの課題に帰る。このことは、災害時の人命救助の例を考えるとよくわかる。それは、石巻市の大川小学校¹⁶ばかりではない。

最後はやはり、政治、すなわち権力を正当に行使することに帰着する。何のために。なりふり構わず子どもの生命を救うために。そのための前提は、命を救う権力意思のあり方、いざという時に先生方が自由に走り回れるような「政治的」環境である。

はじめに挙げたような無意味な標語はこの現在の「政治的」環境の産物なのだろう。なりふり構わず子どもの生命を救うため、ではなく、権力を持つ側、学校の自己正当化、自己防衛のための言葉。「けんか、衝突、トラブル」と「いじめ」の区別、何が違うのか。それは権力のベクトルを見ればわかる。それを見る眼を持たず「トラブル」などと言って無責任な第三者を装う学校や教員。権力を持つ者から一方的になされる行為がいじめ。それは被害者がどう感じるかとも、どう訴えるかとも関係がない。学校は、教員は、そうした

客観的關係性を自覚して、その上でなおかつ、生徒の生命を守り教育を受ける権利を確保するために、みずからのささやかな権力を果敢に行使するのでなければならない。

*2018年度までの教育実習Ⅱ・教職実践演習（中等）・公民科教育法の内容の一部です。本稿では「坊っちゃん」「二十四の瞳」「君たちはどう生きるか」を毎年教材としてきたその教育現場の二面性のうち、心の交流に満ちた美しく豊かな側面、また教員の相互協力がつくる（生徒自身が生み出すものも当然）すばらしい点については触れていません。

（参照）*下記ネット上のHPはすべて2018年12月10日閲覧確認。

1 「教育の場から権力的な関係を一切排除しようとする」を大学ではあるが実践した教育学者もいた。『小沢有作先生を偲ぶ会』開かれる』『むくげ』167号、全朝教大阪（考える会）、2002年1月19日。<http://zenchokyo.web.fc2.com/167ozawa.htm>

2 文部科学省「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」平成30年10月25日。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/10/_icsFiles/afieldfile/2018/10/25/1410392_1.pdf これによれば2017年度全国の小中高校等で把握されたいじめ件数は41万件余り、前年度より約9万件増え、特に小学校低学年で増加。小さなトラブルを把握するように努めた結果とも言われる。「重大事態」は474件、前年度比78件の増加。

3 大阪弁護士会、子どもの権利委員会、いじめ問題研究会（編著）『事例と対話で学ぶ「いじめ」の法的対応』エイデル研究所、2017年。記事「いじめ防止法 違う立場で議論」・中村豊「いじめと生徒指導」朝日新聞2017年5月29日。

4 エミール・デュルケム、麻生誠・山村健訳『道徳教育論』講談社学術文庫、2010年、P324「第十三講学校における罰（完）と褒賞」。

5 学校教育法には第37条4項以下で小学校教員についての職務についての規定を置き、第49条でそれを中学校の教員に、第62条では高等学校の教員にそれぞれ準用している。この条文は「教諭」の労働内容についての根本規定であり、例えば、第37条の11項では、「教諭は、児童の教育をつかさどる」という文言となっている。これらの規定は、前後条文の付加改定を経てそれ自体極めて読み取りにくくなってしまった。しかし、この「教育をつかさどる」規定によって、教員は単に上から指示される通りやっていたらよいのではなく、種々の「領域」すべてにかかわって、さらに部活など学習指導要領以外のことすら、広範な裁量を委ねられており、最終的には自分自身の責任が問われることを必ず知っておかねばならない。いじめについても当然である。また昨今話題の教員の労働時間、仕事の範囲、給特法の問題の根本的前提に、この規定があることも忘れてはならない。

6 「小・中学生の自殺、原因の1位は「学業不振」」日経電子版2014年12月2日

<https://style.nikkei.com/article/DGXMZO79950870Q4A121C1000000>

7 實川瑞樹（大阪府立高校2年）「暴力のない「平和」な学校：真の恐怖とは？」2018年4月30日。<http://agora-web.jp/archives/2032372.html>

8 河合薫「子どもの「陰湿いじめ」生む大人社会のパワハラ」日経ビジネス・オンライン2016年12月20日。

http://business.nikkeibp.co.jp/atcl/opinion/15/200475/121600083/?i_cid=nbpnbo_lfcx

9 同様のことはいじめを受けた日本の小学3年生ではこうなる。「長男は不登校になりました。…また「くさい」と言われたのが心に残っていたのでしょう。お風呂に入ると、「きれいにするんだ……」と呟きながら、いつまでも身体をタオルでこすり、肌が赤くなるほどでした。命を絶つことすら考え、それを言葉にしたこともありました。」「知られざる「いじめ後遺症」「いじめ二次被害」の衝撃…テレビ局記者の被害者父親が告白」2018年12月6日 <https://diamond.jp/articles/-/187228>、鈴木真治『うちの子もいじめられました』WAVE出版、2018年。

-
- 10 『マイ・ドリームーバラク・オバマ自伝』木内裕也・白倉三紀子(訳)、ダイヤモンド社、2007年(内容は1995年34歳の時に書いたもの)。ここでは the first black president of US としての側面から。政治上の希代の"con man"評価如何はまた別の問題。
- 11 伊藤友宣『いじめをほぐすー親と教員へ緊急のサジェスト』朱鷺書房、1996年。
- 12 豊田充『「葬式ごっこ」八年目の証言』風雅書房、1994年。
- 13 ベアテ・シロタ・ゴードン、平岡磨紀子(編著)『1945年のクリスマス 日本国憲法に「男女平等」を書いた女性の自伝』柏書房、1995年。
- 14 「大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会の調査報告書」2013年1月31日。<http://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/010/1169/g/iinkai/1388648323978.html>
- 15 中井久夫「いじめの政治学」『アリアドネからの糸』みすず書房、1997年、初出は講座『差別』弘文堂、1997年、所収。『中井久夫集6 1996-1998 いじめの政治学』みすず書房、2018年、柄谷行人書評は朝日新聞2018年5月19日。
- 16 リチャード・ロイド・パリー、濱野大道(訳)『津波の霊たちー3・11 死と生の物語』早川書房、2018年。